



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成26年7月31日(木)

担当	山形労働局雇用均等室
	室長 宮村 雅江
	室長補佐 西長 布紀子
	電話 023-624-8228 FAX 023-624-8246

### 平成25年度 育児・介護休業法の施行状況について

～改正育児・介護休業法の全面施行以降、労働者からの相談件数が増加～

山形労働局（局長 <sup>もりた ひろし</sup> 森田 啓司）では、このほど、育児・介護休業法に関する平成25年度における相談、行政指導等の施行状況について取りまとめましたので、公表します。

また、アンケートを実施し、企業における育児・介護休業規定の整備状況等について取りまとめましたので、併せて公表します。

#### I 施行状況のポイント

##### 1. 相談の状況

○相談件数は440件で、前年度と比べ減少したが、これは、平成24年7月に全面施行された改正育児・介護休業法に係る事業所からの相談が落ち着いたものと思われる。

労働者からの相談は81件（18.4%）で、3年続けて増加し、過去5年間で最高の件数となった。

○労働者からの相談内容別では、育児休業、育児短時間勤務、育児休業を理由とする不利益取扱いの相談が多くなっている。

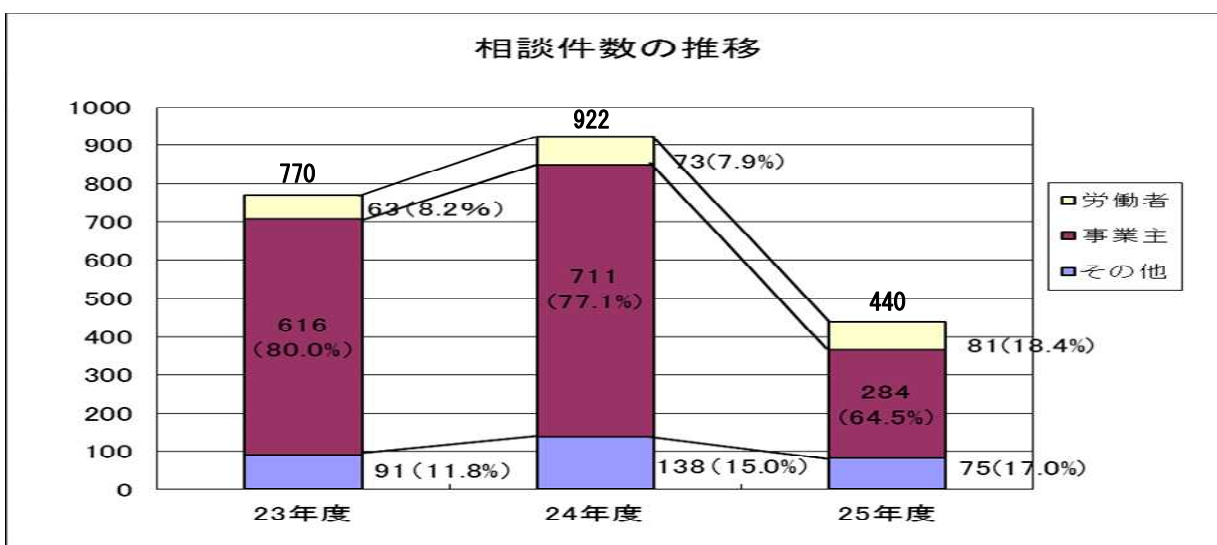
##### 2. 行政指導の状況

○229事業所に対し、延べ975件の行政指導を行った。平成24年7月に全面施行された改正育児・介護休業法の内容が定着し、法の履行確保が図られるよう規定整備を中心に指導を行った。

## (1) 相談の状況

- ◆平成25年度の相談件数は、440件で、前年度（922件）より半減（52.3%減少）したが、労働者からの相談は81件で前年度（73件）より増加（11.0%増加）した。
- ◆相談者の内訳を見ると、労働者からの相談は81件（18.4%）、事業主からの相談が284件（64.5%）、その他が75件（17.0%）であった。
- ◆事業主からの相談が前年度より60.1%減少しているが、これは平成24年7月に施行された改正育児・介護休業法に対する相談が落ち着いたものと思われる。
- ◆労働者からの相談81件のうち、「育児休業が取れない」など個別の労働者の権利の侵害等に関する相談は27件であった。

図1 相談件数の推移



- ◆相談内容別にみると、育児関係では「育児休業」が73件で最も多く、次いで「所定労働時間の短縮措置等」64件であった
- ◆介護関係では、「介護休業」が41件、「介護休暇」24件、「所定労働時間の短縮措置等」22件の順であった。
- ◆改正育児・介護休業法により新設・拡充があった制度を中心に相談が寄せられた。
- ◆労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談の内容を見ると、「育児休業に係る不利益取扱い」が11件と最も多かった。

図2 相談内容

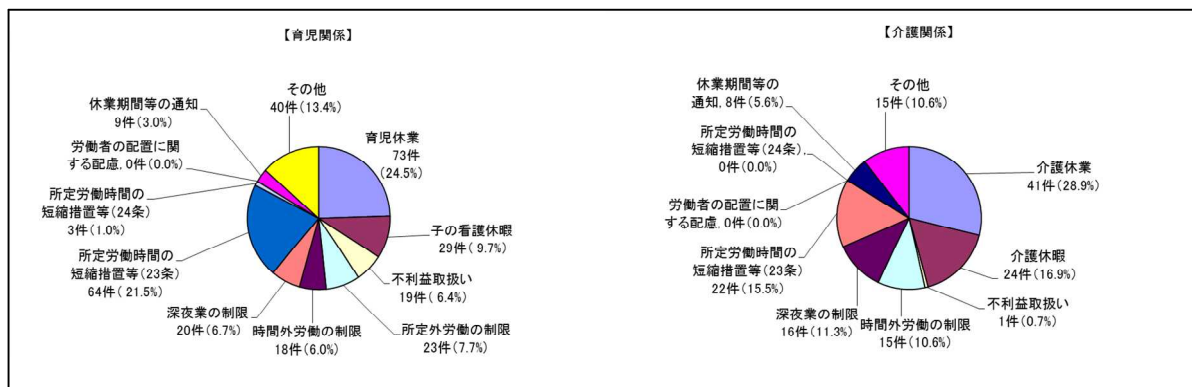


表1 相談内容の内訳の推移

(件)

相談内容	23年度			24年度			25年度			
			うち 労働者			うち 労働者			うち 労働者	
育児関係	育児休業	114	23.6%	16	102	17.8%	17	73	24.5%	18
	子の看護休暇	54	11.2%	1	70	12.2%	9	29	9.7%	8
	不利益取扱い	19	3.9%	18	24	4.2%	16	19	6.4%	13
	所定外労働の制限	45	9.3%	2	53	9.2%	1	23	7.7%	5
	時間外労働の制限	40	8.3%	0	50	8.7%	1	18	6.0%	2
	深夜業の制限	45	9.3%	1	51	8.9%	3	20	6.7%	3
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条第1項、第23条第2項関係)	80	16.6%	9	97	16.9%	13	64	21.5%	16
	所定労働時間の短縮措置等 (第24条第1項)	2	0.4%	1	7	1.2%	3	3	1.0%	1
	労働者の配置に関する配慮	2	0.4%	2	0	0	0	0	0	0
	休業期間等の通知	27	5.6%	0	45	7.8%	1	9	3.0%	0
	その他	55	11.4%	5	75	13.1%	4	40	13.4%	11
小計	483	100.0%	55	574	100.0%	68	298	99.9%	77	
5 介護関係	介護休業	65	22.6%	6	60	17.2%	3	41	28.9%	3
	介護休暇	47	16.4%	1	58	16.7%	2	24	16.9%	0
	不利益取扱い	1	0.3%	1	0	0	0	1	0.7%	1
	時間外労働の制限	35	12.2%	0	43	12.4%	0	15	10.6%	0
	深夜業の制限	38	13.2%	0	43	12.4%	0	16	11.3%	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条第3項関係)	43	15.0%	0	45	12.9%	0	22	15.5%	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第24条第2項関係)	0	0	0	2	0.6%	0	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休業期間等の通知	27	9.4%	0	41	11.8%	0	8	5.6%	0
	その他	31	10.8%	0	56	16.1%	0	15	10.6%	0
小計	287	100.0%	8	348	100.0%	5	142	100.1%	4	
職業家庭両立推進者	0		0	0		0	0		0	
合計	770		63	922		73	440		81	

表2 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談内容

(件)

相談内容		23年度	24年度	25年度
育児関係	育児休業(期間雇用者の育児休業を除く)	11 (23.9%)	5 (12.8%)	6 (25.0%)
	期間雇用者の育児休業	0	7 (17.9%)	0
	子の看護休暇	0	1 (2.6%)	1 (4.2%)
	育児休業に係る不利益取扱い	14 (30.4%)	13 (33.3%)	11 (45.8%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い	4 (8.7%)	3 (7.7%)	2 (8.3%)
	所定外労働の制限	2 (4.3%)	0	1 (4.2%)
	時間外労働の制限	0	0	0
	深夜業の制限	1 (2.2%)	2 (5.1%)	0
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第1項、第23条第2項関係)	7 (15.2%)	6 (15.4%)	3 (12.5%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	1 (2.2%)	1 (2.6%)	0
	労働者の配置に関する配慮	2 (4.3%)	0	0
	その他	4 (8.7%)	1 (2.6%)	0
	小計	46 (100.0%)	39 (100.0%)	24 (100.0%)
介護関係	介護休業(期間雇用者の育児休業を除く)	4 (80.0%)	1 (33.3%)	2 (66.6%)
	期間雇用者の介護休業	0	0	0
	介護休暇	0	2 (66.7%)	0
	不利益取扱い	1 (20.0%)	0	1 (33.3%)
	時間外労働の制限	0	0	0
	深夜業の制限	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	その他	0	0	0
	小計	5 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (99.9%)
合計	51	42	27	

◆労働者からの相談事例

- ・育児休業を取得したいと申ししたところ、代わりの人を雇うので復職できるかわからないと言われた。
- ・育児休業中に退職するように言われて、退職してしまった。
- ・期間雇用者の育児休業について教えてほしい。
- ・育児短時間勤務の取得を希望したが、制度がないため取得できないと言われた。
- ・契約社員であるが、介護休業を取得したところ契約の更新がないと言われた。

## (2) 行政指導の状況

- ◆ 229事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、これらのうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された225事業所（98.3%）に対し、975件の行政指導を行った。
- ◆ 実施した行政指導のうち、84.7%が年度内に是正された。
- ◆ 指導内容としては、育児関係では、「育児休業」が116件、「所定労働時間の短縮措置等」が143件、「子の看護休暇」が90件、介護関係では、「介護休業」が45件、「所定労働時間の短縮措置等」107件、「介護休暇」が26件であった。
- ◆ 改正育児・介護休業法により新設・拡充された制度に係るものが多かった。

表3 行政指導件数の推移

(件)

指導内容		23年度	24年度	25年度
育 児 関 係	育児休業	116 (26.0%)	172 (17.4%)	116 (17.6%)
	子の看護休暇	40 (8.9%)	165 (16.7%)	90 (13.6%)
	不利益取扱い	0	0	0
	所定外労働の制限	9 (2.0%)	138 (14.0%)	29 (4.4%)
	時間外労働の制限	92 (20.6%)	123 (12.5%)	86 (13.0%)
	深夜業の制限	16 (3.6%)	33 (3.3%)	17 (2.6%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第1項、第23条第2項関係)	59 (13.2%)	157 (15.9%)	143 (21.7%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	115 (25.7%)	199 (20.2%)	179 (27.1%)
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	休業期間等の通知	0	0	0
小計	447 (100.0%)	987(100.0%)	660 (100.0%)	
介 護 関 係	介護休業	44 (33.6%)	71 (17.1%)	45 (20.6%)
	介護休暇	9 (6.9%)	151 (36.4%)	26 (11.9%)
	不利益取扱い	0	0	0
	時間外労働の制限	21 (16.0%)	42 (10.1%)	23 (10.6%)
	深夜業の制限	17 (13.0%)	33 (8.0%)	17 (7.8%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	40 (30.5%)	118 (28.4%)	107 (49.1%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	休業期間等の通知	0	0	0
小計	131 (100.0%)	415 (100.0%)	218 (100.0%)	
職業家庭両立推進者		32	93	97
合 計		610	1495	975

### (3) 紛争解決援助の状況

- ◆育児・介護休業法では、育児休業の取得や取得による不利益取扱い等に関する労使間の紛争が生じた場合、その紛争の解決のための助言を行うことにより早期解決を目指す「労働局長による紛争解決の援助」と、第三者機関である両立支援調停会議により調停案を示し紛争解決を援助する「調停制度」を設けている。
- ◆労働局長による紛争解決の援助の申立は平成25年度は無かった。
- ◆過去3年間に申立を受理した2事案は、いずれも育児休業に係る理由とした不利益取扱いに関する事案であった。
- ◆両立支援調停会議による調停の申請は無かった。

表4 労働局長による紛争解決援助の援助申立受理件数の推移

(件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	1	0

## Ⅱ 育児・介護休業制度等の整備状況について（アンケート調査結果）

山形労働局では、平成25年10月に、改正育児介護休業法が施行（平成22年6月30日改正施行）されて3年経過後における企業の育児・介護休業規定の整備状況等を把握するため、アンケートを実施しました。

アンケートは、県内1,315社に対し配布をし、492社より回答を得ました。（回収率37.4%）

結果の概要については以下のとおりです。

**ポイント1** 育児・介護休業制度等はほぼ100%規定されているが、3割を超える企業で改正法に沿った育児休業制度の規定改訂が行われていない

育児休業制度等の規定がある企業、介護休業制度等の規定がある企業の割合は、ほぼ100%に近い水準となっているが、改正法に沿った改訂を行ったとする企業は、育児休業制度が61.8%、介護休暇制度で85.6%である。

**ポイント2** 育児休業取得者がいる企業は労働者数101人以上で6割であるが、企業規模が小さくなるほど取得者がいる割合が低くなっている

平成23年度以降に育児休業、介護休業を取得した者がいる企業は、育児休業取得者は、労働者101人以上規模企業で66.5%、31～100人以下規模企業で44.9%、30人以下企業で25.0%と企業規模が小さくなるほど取得者がいる企業割合が低かった。

介護休業取得者は、労働者101人以上規模企業で19.7%、31～100人以下規模企業で6.4%、30人以下企業で25.0%であった。

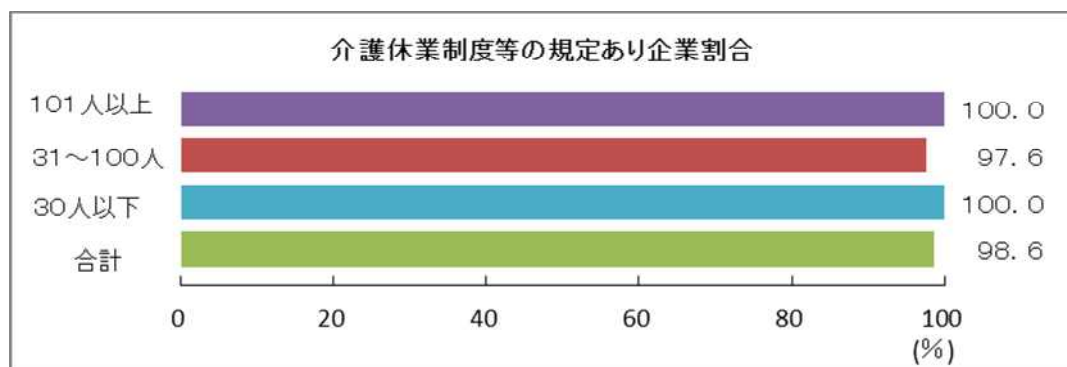
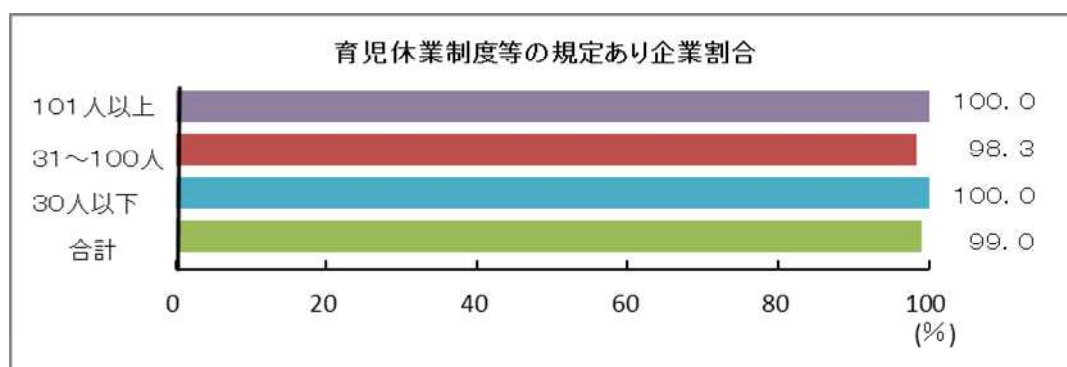
**ポイント3** 育児休業取得者のうち、女性のみ取得している企業の割合は95.0%であり、介護休業制度と比べて、男性の育児休業の取得が進んでいない

育児休業取得者の男女別の状況は、女性のみ取得者あり企業が95.0%、男女とも

取得者ありの企業が4.6%、男性のみ取得者ありが0.4%と、男性の育児休業取得が進んでいない。

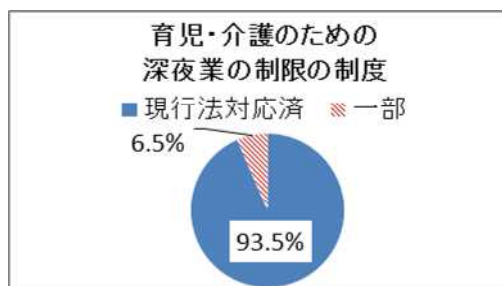
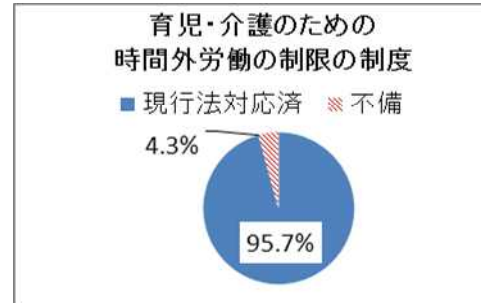
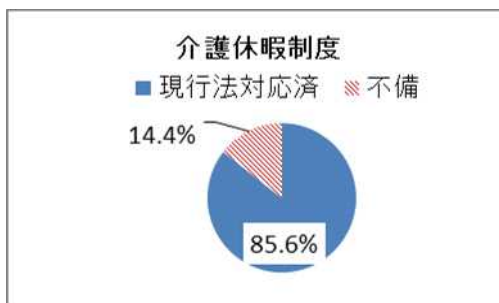
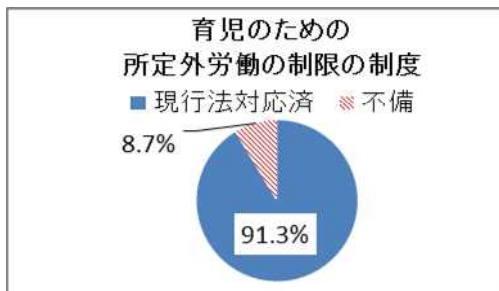
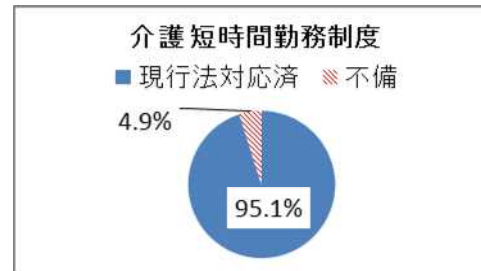
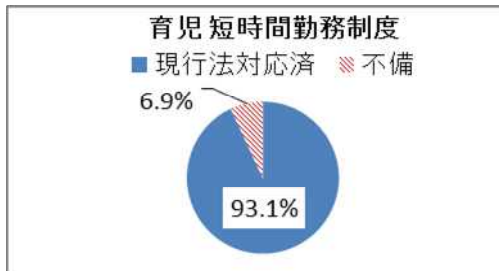
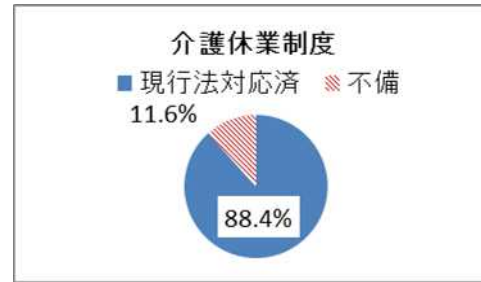
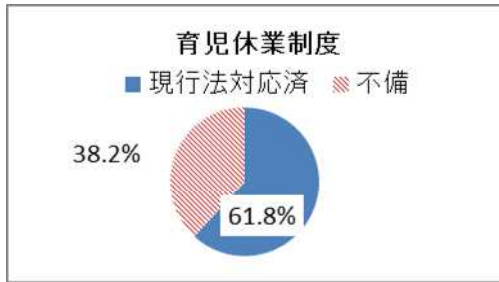
介護休業取得者の男女別の状況は、女性のみ取得者あり企業が84.5%、男女とも取得者ありの企業が8.6%、男性のみ取得者ありが6.9%であり、育児休業に比べると男性が介護休業を取得する割合が高くなっている。

## 1 事業所規模別育児・介護休業制度等の規定あり企業割合

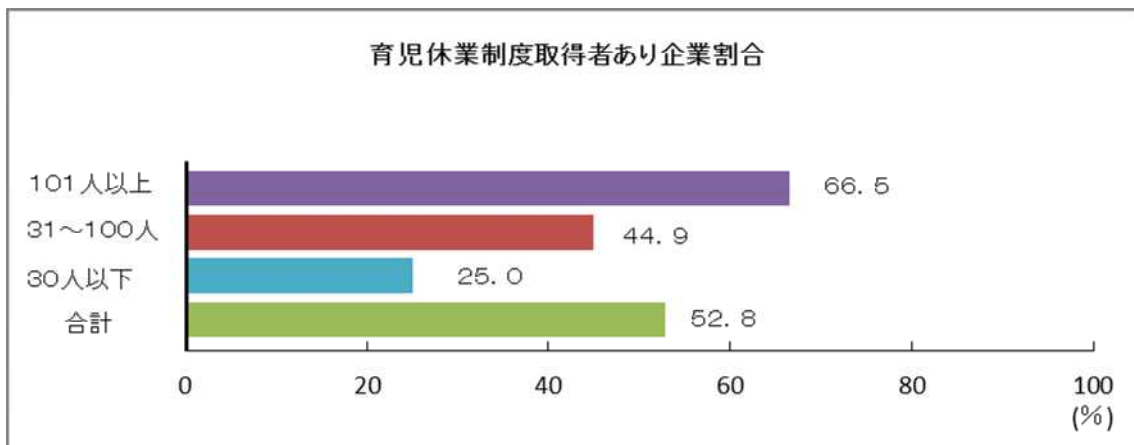




## 2. 制度ごとの規定の整備状況



### 3. 事業所規模別育児・介護休業制度の取得者あり企業割合



### 4. 取得者あり企業の男女別内訳

